

「輝く加東」の実現のために 市政懇談会を開催します

加東市では、市長や市の幹部職員が、市政の現状や課題について説明するとともに、市民のみならずから直接ご意見をお聞きし、まちづくりに活かすことを目的に、市政懇談会を開催します。

- 開催日** 下表をご覧ください。
時間 19時から21時まで
内容
【主要施策や課題の説明】
 ○生活道路整備補助制度の拡充について
 ○災害時における要援護者の支援体制について
 ○ごみ処理と環境対策について
 ○予防接種や健診などの健康への取組について
 ○加東市民病院における医療と介護の連携について
 ○公共施設適正化の考え方について
 ○東条地域のバス路線の拡充について（東条地域のみ）
【意見交換】

問い合わせ 企画部企画政策課 ☎43-0389

市政懇談会開催日程・会場

小学校区	区 域	日程・会場
社	(東) 社1区、社2区、社3区、社4区、社5区、藤田南、嬉野台団地、大学山国、小元団地	7月3日(木) 明治館
	(南) ひろのが丘、山国、松尾、出水、田中	7月1日(火) ひろのが丘公民館
	(北) 家原、上中、上中団地、梶原、梶原団地、喜田	7月8日(火) 家原公民館
	(西) 鳥居、貝原、野村、西垂水、窪田	7月10日(木) 窪田公民館
福田	沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実	7月15日(火) 沢部コミュニティセンター
米田	畑、廻淵、池之内、湖翠苑、上久米、下久米、久米	7月17日(木) 上久米公民館
三草	上三草、サンコーボラス三草、下三草、木梨、藤田、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台	7月29日(火) 上三草公民館
鴨川	上鴨川、下鴨川、平木	8月5日(火) 平木公民館
	滝野東	(西) 光明寺、上滝野、下滝野
(東) 新町、北野、滝野団地、穂積、稲尾、曾我、多井田		8月19日(火) 北野コミュニティセンター
滝野南	河高、高岡、桜台	8月21日(木) 河高交流センター
東条東	天神、摘鹿谷、黒谷、古家、常田、秋津台、西戸、少分谷、貞守、長井、長谷、黒石、永福台、横谷、森、南山	8月26日(火) とどろき荘
東条西	岡本、岩屋、森尾、新定、吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、蔵谷、藪、依藤野、嬉野東	8月28日(木) とどろき荘



給付金のことに見せかけた「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

市がATM（現金自動預払機）の操作や、手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市役所または警察にご連絡ください。

- 申請期間**
7月16日(水)～
平成26年12月16日(火) ※必着
- 提出方法**
申請手続きのご案内とともにお送りする返信用封筒で、市役所へ郵送してください。
- 申請手続きのご案内の時期**
7月中旬に郵送します。
- その他**
支給額の加算を希望される方で、加算対象となる年金・手当等の裁定等の手続きをしていない方は、9月30日(火)までに済ませてください。

- 申請先**
福祉部子育て支援課
- 申請期間**
8月25日(月)～
平成27年2月25日(水) ※必着
- 提出方法**
申請手続きのご案内とともにお送りする返信用封筒で、市役所へ郵送してください。
- 申請手続きのご案内の時期**
8月下旬に郵送します。
- その他**
対象者のうち、勤務先から児童手当を受給されている方は、勤務先で発行される受給状況証明書等を申請期間内に提出してください。

給付金の申請に係る注意事項

- 申請期間外の申請は受け付けられません。
- 平成26年1月1日時点で加東市に住民票のない方は、加東市で申請することができません。1月1日時点で住民票を置かれていた自治体でお尋ねください。
- 申請期間は自治体によって異なります。加東市以外に申請される方は、事前に申請先の自治体へ受付期間をお問い合わせください。

申請に関する問い合わせ

- 臨時福祉給付金について
福祉部社会福祉課 ☎43-0407
- 子育て世帯臨時特例給付金について
福祉部子育て支援課 ☎43-0408

制度に関する問い合わせ

厚生労働省給付金専用ダイヤル
☎0570-037-192

臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

消費税率の引き上げに伴う、所得の低い方や子育て世帯への負担を緩和するため、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金が国から支給されます。

所得の低い方が負担を緩和します
子育て世帯の負担を緩和します

臨時福祉給付金

支給対象者

- 基準日(平成26年1月1日)において、平成26年度の市町村住民税(均等割)が課税されていない方
※ただし、次の方は対象ではありません。
○平成26年度の市町村住民税が課税されている方に扶養されている方
○生活保護制度の被保護者となっている方

支給額

- 対象者1人につき10,000円
○次の加算対象者となる方は1人につき5,000円が加算されます。
【加算対象者】
①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者で、平成26年3月に受給権があり、4月分または5月分の年金が支払われた方
②児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者で、平成26年1月分の手当等を受給された方

申請先

福祉部社会福祉課

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

- 基準日(平成26年1月1日)において、次の要件を両方満たす方
①平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であること
②平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額(下表に記載)に満たないこと

支給額

制度の対象となる児童1人につき10,000円

【制度の対象となる児童】

- 基準日(平成26年1月1日)において、支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の支給対象となった児童
 - 平成26年1月1日に生まれた児童で、平成26年2月分の児童手当(特例給付を含む)の支給対象となった児童
- ※ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護制度の被保護者となっている児童は対象ではありません。

児童手当の 所得制限限度額

扶養親族等の人数	所得制限限度額
0人	662万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

対象者診断チャート

※一部例外となる場合があります

◎基準日は平成26年1月1日です。

